

2022年1月12日

尼崎市長 稲村和美 様

給付金が支給されていない母子家庭などの救済を求める要望書

NPO法人しんぐるまさあず・ふおーらむ・関西
理事長 山口絹子

貴市の福祉政策、女性、子どもの課題への取り組みに深く感謝申し上げます。私たちは関西地域でシングルマザー親子の支援を行うNPO法人です。

昨年秋、政府は子育て世帯への臨時特別給付金事業として0歳から高校3年生までの子どもに1人当たり10万円相当の給付を決定しました。保護者の所得制限（960万円）がある中で尼崎市は独自の取り組みとして所得制限を超えた家庭にも5万円の「あま咲きコイン」を支給という形で子育て世帯を幅広くカバーしてくださったこと感謝しています。

一方、ひとり親世帯の一部で全く給付金が入らないという問題が生じています。給付金は10月支払いの児童手当の口座に連動して振り込まれます。この基準日が9月の為10月以降に離婚して児童手当の口座を父から母に変えても給付金は元父にはいり、母と暮らす子どもには給付金は届きません。母親が元夫と交渉して返してもらうことはDV被害が再熱する危険性もあり、非現実的です。

昨年12月17日、参議院予算委員会でこの問題が取り上げられ野田大臣は「地方創生臨時交付金等を活用して上乗せ、横出ししてください。」と答弁されました。これを受け各自治体（明石市、徳島市、豊中市、金沢市など）が市独自の給付金や救済策をして本来の趣旨である子どもへ給付金を渡しています。

尼崎市にもそれを要望します。

記

1. 9月30日以降に離婚して子育てを行っている母子家庭などに、所得制限以内であれば速やかに救済(子ども一人に10万円支給)できるような処置を講じてください。国からも指示されているように地方創生臨時交付金などの活用を行ってください。
2. 今後、様々なケースに対応できるように市民からの問い合わせ窓口を作ってください。

以上